

中満 泉国連事務次長（軍縮関係）、アントニオ・グテーレス国連事務総長との
対話（Ⅰ）と NPT 会議終了後の国際社会展望（Ⅱ）

8月20日と27日 NPT 終了後〉 宇田信一郎

（Ⅰ）

日本プレスセンターのオンライン中継で7月29日、中満泉国連事務次長、日本
プレスセンターホールで8月8日、アントニオ・グテーレス事務総長と質疑応答
による対話する機会があった。

1985年11月ペレストロイカ（政治改革）を進めていたソ連のゴルバチョフ大統領と「悪魔の帝国ソ連」と以前には言っていたレーガン米国大統領が、スイスジュネーブでの最初の首脳会談で「核戦争に勝者はいない」と宣言した。日本は、1984年来、中曽根首相がレーガン大統領に米ソの和解を勧めていたので一つの結実であった。そのいきさつで、私は、冷戦下の1986年、1960年日米安保条約改正時の米国のマッカーサー日本大使を団長とする米国の訪ソ使節団に加わり、3月から4月にモスクワで会議に」出席した。「新思考外交」で西側諸国との緊張緩和、核軍縮を目指したゴルバチョフは、ウクライナのチェルノブイリの原発の破滅的な事故を機に「グラスノスチ」（情報公開、言論自由化）にも力を入れた。86年の訪ソ会議の結果、1987年12月レーガン・ゴルバチョフ首脳による米ソ間の INF 条約（中距離核爆弾廃止条約）がワシント

ンで成立した。その後のベルリンの壁崩壊に続いて、東西融和の時代を切り開いた86年訪ソ会議の関係者として、ロシアのクリミア侵犯後の、米国の同条約離脱、その後の歴史の逆回転の状況を踏まえて、今回のロシアのウクライナ侵略を、一刻も早く停止させ、米ソ間のINF条約も復活させ、国際的共存への道をNPT（核拡散防止条約）体制を通じて再生させる必要があるが、国連としてINF条約を再現させていく戦略はあるかと、中満泉次長に提言したところ、1986年の訪ソ会議に基づく87年のINF条約は、画期的な冷戦緩和への道であったと、答えられ、今後については国連自体がその呼びかけをすることより、関連するいろいろな課題への処方箋を通じて関係国家がその道を復活する対話を進めそれを国連が支持することがよき方向であるとの趣旨であった。8月1日から4週間の50年間で10回目のNPT運用検討会議では、核兵器削減、核兵器不使用や核の平和利用、IAEA（国際原子力機関—加盟国173—2021年10月現在）の検証推進など議論が推進され、はじめて日本の総理が演説する冒頭の幕開けにも注目し、新しいビジョンの下に、核不拡散や世界の核軍縮、人道的援助への日本の貢献を期待したいと応答があった。

非難合戦をさけて集団安全保障体制のコアである普遍的なNPT体制を維持する事や、使用のハードルを下げるlow yieldの核兵器や、核シェアリング、人道的影響、核施設へのサイバー攻撃、原発への攻撃などの核兵器運用体制の議論

の行方にも留意し、米露間の戦略核兵器削減条約（新 START）の期限が 2026 年になっていることに留意するべきと考える。

ついで 8 月 8 日には、グテーレス事務総長自身が、広島原爆の日の平和式典列席後、プレスセンターに来られたので、

一度、東西融和に向かっていた世界が、逆転してきたことは、残念であるが、この事態をどう解決していったらよいかと質問したところ、20 世紀の終わりに NPT 体制や、INF 条約により、核の削減や、軍縮が進み、核のもたらず世界の不安定が解消していくと考えられたが、21 世紀に入って、大国の利害や勢力網を拡大する動きが先鋭化し趨勢が逆転したことは、嘆かわしく、ウクライナ侵略が、歴史逆転をより進めている。国連は、トルコと協力しウクライナの農産物輸出など実務的な面での改善を図ってはいるが、それだけでは停戦も容易ではなく領土の回復など長期的な視野での解決か、現実の社会インフラ、人道的な損害の停止の選択などを克服する課題もあり戦争が長期化するおそれもあるが、ウクライナの平和的解決を、国連憲章、国際法に基づいて実現したい。特に核保有国の核先制不使用、威嚇の禁止、12705 発ある核兵器の削減、完全な非核化への検証、軍縮が進められることが重要であると強調した。また地球温暖化対策を進めるため、石炭への支出をとめ公正な再生可能エネルギーへの転換、パートナーシップを推進すると述べ、国際的コミュニケーションの増進により、日本がこれ

らの問題をはじめとして、より公正な国際金融機構への改革、国内および先進国、新興国間の格差を校正に改善するための政策、北朝鮮問題を含めて国際的な緊急課題に対して、来年日本が来年 G7 議長国となるので、橋渡し役を期待したいと強調した。

私は、今後の世界のあり方について、日本が貢献していく決意を新たにし、国際社会への総合力でのリーダーシップを目指すべきと志向する。

（Ⅱ）

— 8月27日（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用を目的とする）

NPT 核不拡散条約 7 年目の再検討会議決裂後—

191の国と地域の NPT 加盟メンバーのコンセンサスによる最終文書採択は、ザボリージャの原発やウクライナが核を放棄する代わりに安全を保障された 94 年のブタベスト覚書など 5 つの項目についてロシアが同意せず、前回 2015 年の中東の非核地帯構想を巡っての決裂に引き続き、成就できなかった。

これが直ちに、NPT 体制の崩壊を意味するものではないが、ウクライナのロシア侵略が核兵器なき世界へのプロセスに大きく影響している事は遺憾である。

「核兵器の先制不使用」や、非核保有国に核兵器を使うことも、脅かすこともしない「消極的安全保障」は依然として課題であり、なによりも核保有国が、この点について、国際社会に貢献する行動をとる事が求められる。NPT 体制では、

理念的には、たとえば今回の合意案でも、履行状況 187 項目、行動指針 102 項目に及ぶが、1970 年設立以来の歴史において最も世界の核軍縮と東西融和において具体的に有効であったのは、私が、この原稿の（I）の国連事務総長、次長とのやり取りのところで説明した 1986 年の米ソ間の INF 条約（中距離核爆弾廃止条約）と、1989 年のブッシュ・ゴルバチョフの冷戦終結宣言、それによって形成された東西融和の世界で、1991 年、米ソ間の戦略核の 3 本柱である大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機運搬手段総数の削減を目的とする START の発足である。特に START（戦略核兵器削減条約）が冷戦時代 7 万発以上あった米ロの核弾頭を、11、405 発にまで減らしてきたことは、いかに米ロ間の協力が、核リスクの軽減、核軍縮においても必要不可欠であることを示している。また紛争がエスカレートする紛争管理のメカニズムについて、米ロ中の話し合いが進められていく事も重要である。核使用のハードルを下げる小型核、防衛網を突破する極超音速ミサイル、核施設のシステムを破壊するサイバー攻撃など核のリスクの多様化も議論されるべきである。

しかし、国連加盟国の中でも、核保有国のインド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮は、NPT のメンバーでないが、435 発の核弾頭を有している。これら非加盟国を含めて核軍縮、核不拡散、原子力平和利用を前進させる為には、先ず

NPT メンバーの核保有国が、「核兵器の先制不使用」や「消極的不使用」、核戦争防止への抑止力への共通の理解などの課題への一致した対応を進めていく事や、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、そのため国家が拡散防止の義務を順守しているかを検証する IAEA（国際原子力機関）の査証の推進にリーダーシップを発揮しなければならない。査証の対象には、核弾頭数、ICBM 用地下施設、プルトニウム生成核施設も含まれるべきである。この関連では、「核兵器の先制不使用」を、声明してきた中国も査証について不透明さを避けるべきだ。また 350 発の核弾頭を有し、2030 年には 1000 発に増加させるといわれる中国は、米ソ間の核削減が優先されるべきだとして自らの核兵器拡大はフリーハンドの姿勢で NPT 加盟の核保有国としては唯一増加路線を進んでいるが、国連安保理の常任理事国として、また NPT 体制で認められた核保有国として核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用の公正な推進のためにもつと積極的な削減への態度を取るべきである。また過去において INF 条約で実現した米ソ間の中距離核爆弾廃止条約についてもそれを他の核保有国に拡大することに中国も貢献すべきであつた。

私は、日本のイニシアティブで実現した冷戦下の米ソ和解の交渉の為 1986 年米国のマッカーサー大使を団長とする交渉団に参加したが、その時ソ連側が INF 条約に同意したことへ大きく影響したのは、当時ソ連のチェルノブイリ原発の

爆発であつたと密かに思慮をめぐらしている。今回のロシアのウクライナ侵略により、占拠する欧州最大級のザボロージャ原発の IAEA の査証に基づく結果をロシアがどう受け取るかが、ウクライナ停戦にも大きく影響しよう。

今回のウクライナ侵略に際し、ロシアは、核使用の威嚇と第3次世界大戦になる可能性まで言及した・

制裁の有効性

20世紀までの帝国主義の時代を彷彿とさせるロシアのウクライナ侵略に対し、国際社会は、非難とロシア軍の撤退を求めると声明したが、ロシアは、応じない姿勢をとっている。これに対し、G20諸国の中でG7と韓国、オーストラリア、9か国は、ロシアへの制裁を進め、トルコ、インドネシア、サウジアラビア、メキシコ、アルゼンチン、とBRICS諸国のブラジル、インド、中国、南アフリカ9か国は、制裁に参加していない。

制裁国はGDPでは上回るが、人口では、非制裁国が大きい。

なお、ロシアは、侵略続行中の今でも、軍事演習を企画しており、極東では9月1日「ポストーク」の名称で7日まで実施すると発表し、中国、インドなど13か国も参加すると報道されているが、アジアの安定に関係する両国が、現在、国際社会の秩序を破り。国際法を無視してウクライナへの侵略を継続している国の軍事演習に参加するという事に対しては猛省を促したい。4年前の前回の

軍事演習の時は中国など2か国だけだったので、今回の軍事演習をロシアが国際覇権の一環としている事は、疑いなく、軍事武器のネットワークのある国を参加させた。自らあるべき国際社会のあり方を逆転している状況の中で嘆かわしいと言わねばならぬ。

国際決済や国際金融制度、ロシアに必要な戦略物資や半導体などのロシアへの輸出制限を含めて、制裁は長期的には効果があるとされているが、それにより停戦への動きが促進されるかどうかは、制裁はあっても、ロシアは、エネルギー等の輸出により財政の破綻は免れており、プーチン体制の在り方を含めて短期的にはロシア次第となる。むしろ今回のウクライナ侵略により、世界の食糧供給や、エネルギーの補給の価格の上昇を含めて、国ぐにの格差増大を招いているので、国際社会の対処の仕方が重要である。

部分的には、トルコ、国連が中心となって、ウクライナの農業生産物の輸出の保護など、ロシア、ウクライナ間の合意がみられ、非制裁国もロシアへの軍事協力はしていない。ただ、イランが、最近ドローンをロシアに提供しているとの情報があり、制裁の効果を薄める可能性があり国際社会の対処が求められよう。

ウクライナ侵犯により、食糧供給やエネルギー補給面で特に影響を受けているアフリカ諸国の、ロシアの国際法違反を非難と是正を求める姿勢が強化されることは、国際社会にとって肝要である。中には武器の補給など軍事面でロシア

とのつながりや原子力発電などロシアが設置を進めている国もあり、侵略後、ロシアの人権理事国の資格停止を求める投票で、賛成93か国、反対24か国、棄権58か国であったが、棄権のうち32か国は、アフリカであった。

日本は、8月27、28日開催した第8回アフリカ開発会議（TICAD8）で、「アフリカと共に成長するパートナー」として強靱で持続可能な世界へ向けて協力する事を約束した。成果文書「チュニス宣言」では、ウクライナ侵犯を踏まえ「主権と領土の一体性の尊重」や国連改革へ向けて連携すること、核軍縮の推進も含まれた。日本にとっては、地球環境と共存しながら、平和な国際社会を構築していく道筋で国連加盟国の3分の2である130余か国の同意を得ることは、一つのメルクマールであるが、アフリカ54か国との連携は、一つのキーポイントである。

私は、INF条約による東西融和は、1986年から、ロシアのクリミア侵略の2015年までと認識しているが、今回のウクライナへのロシアの侵略により、さらに歴史の歯車の逆転は続く。そして、ウクライナ停戦の後に国際社会の安定を取り戻せるかどうかは、1986年のような米ソ間の和解がどう実現するかにかかっている。（米側もトランプ政権下のINF条約からの離脱など、もう少し粘り強く対策を熟慮、実施すべきであったと考えられる）

2023年へ向けた日本の今後の日程

8月1日から4週間続いた今回のNPT（核拡散防止条約）会議初日、日本の首相として初めて出席し演説した岸田首相は、「核なき世界」へ向けた行動計画「広島アクションプラン」を発表し、透明性を求めた。また日本とオーストラリアの主導でNPTの今後の「運用検討のプロセス」を議論する作業部会が設置されたことを紹介し、2026年の次回会議に向けてNPTの強化を目指すべきと指摘した。2023年5月には、G7の広島開催があり、今年11月核保有国と非保有国の政治リーダーらが参加する「国際賢人会議」を開きサミットへ向け核軍縮への機運を国際社会で高めることも表明した。来年にかけてG7関係だけでも、外務、財政、環境など11の閣僚会議が日本国内で開催され、国民にとって日本の国際社会に対する貢献の必要性を考える機会が提供される。日本としては、核軍縮における米ロ中対話の促進など核兵器所有国間の調整、紛争がエスカレートするのを避ける紛争管理のメカニズム更には、NPT会議体制と核兵器禁止条約の建設的な相互補完が可能かなども含めて、核保有国と非核保有国の共存に向けてリーダーシップを、唯一の核被爆国としても、取っていく事が日本の進路にとっても重要である。

その道は、容易ではないが、リスク管理を含めて地球社会の安定が決定的に破綻しないこと、さらに国連加盟国が国際社会のより良き発展へ向けて協力するように日本が貢献することを希求したい。